

潮来市手話言語の普及に関する条例（案）

人間は、言語によって自分の思いや考えを伝え、社会生活を営んできた。

手話は、ろう者が手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は、互いを理解し、知識を蓄え、文化を創造するための手段として、手話を大切に育んできた。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語であることが明記され、国内外で認知されるようになってきたが、社会における手話に対する認識は、現在のところ、広く共有されているとは言えない。

ろう者とろう者以外の者が差別なく互いに理解し合い、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることができる社会を実現するためには、市民一人一人が、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し、手話が使用しやすい環境を整備していくことが重要である。

潮来市は、ここに、手話が言語であることの認識に基づき、全ての市民が手話への理解を深め、地域で共に支え合う共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての市民が、共に支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- （2） 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （3） ろう者 聴覚に障がいがある者であって、手話を用いて日常生活及び社会生活を営むものをいう。

（基本理念）

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話により意思を伝え合う権利を有していることを理解し、その権利を尊重することを基本とする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

- 2 市は、前項の施策の立案に当たっては、ろう者及びその関係者の意見を聴き、尊重するものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、市は、職員に対し、障がいの特性に応じた手話その他の

意思疎通手段の利用促進に関する研修等を行い、必要な知識、技能等の向上に努めるものとする。

(県との連携及び協力)

第5条 市は、この条例の目的及び基本理念に対する市民の理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び障がいの特性に配慮した働きやすい職場環境の整備等に努めるものとする。

(施策の推進方針)

第8条 市は、次に掲げる手話に関する施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話による情報の取得及び提供に関すること。
- (3) 手話通訳者の養成及び手話による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げる施策を推進するための情報通信技術の活用に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

2 市は、推進方針の策定に当たっては、別に定める障がい者に関する計画を勘案するものとする。

(学校等における手話の普及等)

第9条 市は、幼児、児童、生徒等に対し、学校等において、手話に接する機会を提供するよう努めるものとする。

(医療機関等への啓発)

第10条 市は、医療機関等に対し、手話を必要とする人が円滑に医療サービスを受けられるよう、手話への理解の促進及び意思疎通への配慮の啓発に努めるものとする。

(緊急時及び災害時の対応)

第11条 市は、緊急時及び災害時において、手話を必要とする人が安全を確保できるよう、情報の取得及びコミュニケーションの支援に必要な措置を講ずるとともに、関係機関と連携した迅速な対応体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。